

<認定資格研修申込>よくあるお問合せ

1 提出書類について

Q1：提出する**証明書類に記載されている氏名が現在の氏名と異なる**場合は、どうすればよいですか？

A1：同一人物であることを確認するため、変更前と変更後の氏名が記載されている**戸籍抄本**等の公的な書類を併せて提出してください。戸籍謄本の場合は、変更前後の氏名・発行日が掲載されている部分のみの提出で構いません。

Q2：複数の資格（保育士資格、教員免許など）を持っていますが、全部提出した方がよいですか？

A2：いずれか1つで構いません。ただし、資格によって免除科目が異なりますので、募集要項4ページをご確認のうえ、お間違いのないようにご注意ください。

Q3：3号の提出書類に「**高等学校の卒業証明書**」とあるが、卒業証書でもいいですか？もしくは最終学歴（短大・大学・専門学校等）の卒業証明書でもいいですか？

A3：「高等学校の卒業証明書」を提出してください。また「高卒認定」（高等学校卒業程度認定試験（旧大学入学資格検定））の合格通知も認められます。紛失した場合は、文部科学省より再発行が可能です。

2 受講資格について

Q1：「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」（平成26年厚生労働省令第63号。以下「基準」という。）第10条第3項第3号又は第9号のどちらの受講資格に該当するか分かりません。

A1：従事先の施設長にお聞きください。募集要項の2ページ ※注1 及び注4 に詳しく書いております。それぞれの提出書類については5、6ページをご覧ください、お間違いのないようにご注意ください。

Q2：大学で心理学を学びました。基準第10条第3項第5号の受講資格に該当しますか？

A2：大学・もしくは短期大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学、もしくは体育学を**専修する学科**または**これらに相当する課程**を修めている場合は基準第10条第3項第5号に該当します。不明な場合は個別に確認しますので、履修科目証明書をご用意いただき、お早めにご相談ください。

3 その他

Q1：卒業した学校が現在は統廃合の為存在しないのですが、卒業証明書はどのように取得すればいいですか？

A1：統廃合後、学籍管理を引き継いでいる機関がありますので、設置主体の学校法人又は管内の教育委員会などにご確認ください。

Q2：鹿児島県外に住んでいるのですが、受講は可能ですか？

A2：他県に住所がある方でも、現在、鹿児島県に住所のある放課後児童クラブ等（児童福祉事業）に勤務されている場合は受講可能です。

Q3：4日間の研修のうち、あらかじめ出席できないことがわかっている場合、その日の分を別の会場で受講することは可能ですか？

A3：全日程出席可能な会場への申込みをお願いしております。なお、やむを得ない理由（病気など社会通念上常識的かつ客観的な範囲）で一部の科目を履修できなかった場合は、「一部科目修了証」を発行しますので、交付からおおむね1年以内であれば、他会場での受講が可能です。

Q4：申込時に一部免除科目希望欄にチェックを入れていましたが、免除科目について受講することは可能ですか？

A4：可能です。全員に講義資料の配布を致します。最新の内容の習得のため、積極的にご受講ください。

その他、上記以外のご質問は、（一社）鹿児島県児童クラブ連絡協議会 0995-47-2666 へご連絡ください（平日：9：00～13：00）。